

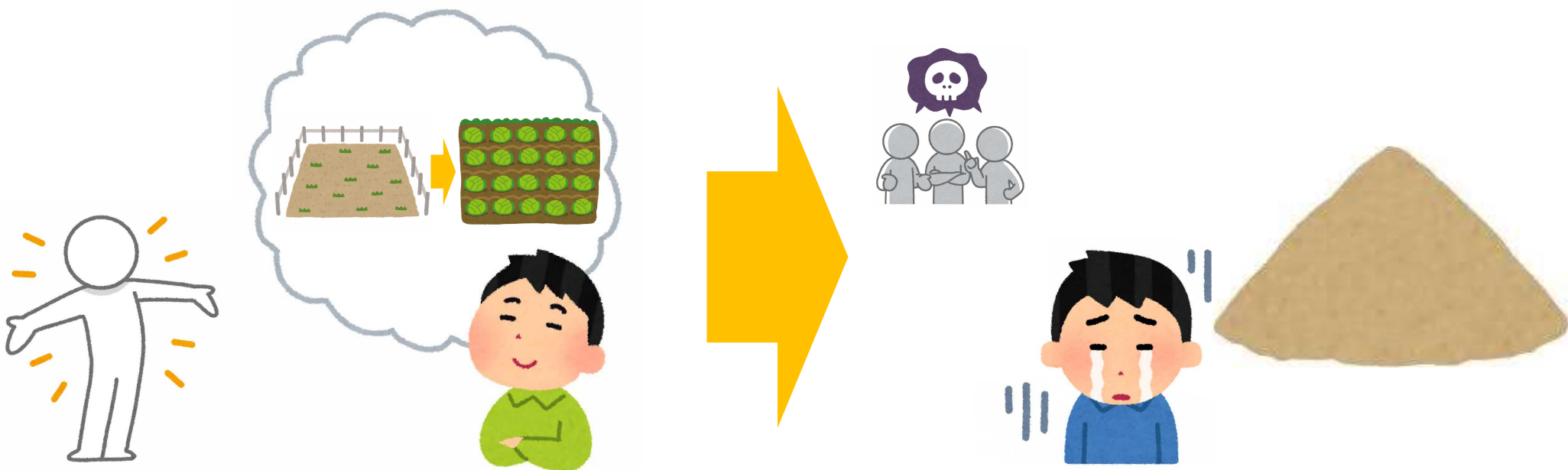
# 違法な盛土の発生事案に係る 注意喚起について

---

くらし・環境部

# 1 事案概要

- 行為者から盛土行為を提案された土地所有者が、盛土をする承諾又は盛土を依頼をしたことで、結果的に違法な盛土が造成されてしまう事例が発生している。
- 行為者は、残土処分により収入を得ていると思われる。



土地所有者にも責任が問われる事例が多い

## 2 実際に起きたトラブルは？

「土地は元に戻すので借地したい」  
「無償で土地を整形する」  
「県の許可は得ている」  
「許可がいらない規模にする」

「綺麗に土地を整形する」  
「このあたりに土を盛る」  
「道路と同じくらいの高さにする」



- ・ 土地所有者にデメリットを示さず、メリットを謳う
- ・ 契約書や図面を示さず、工事の計画及び進捗が不明

### 3 土地所有者ができること

---

- 安易に信じ込まないこと  
行為者は、甘い言葉で土地所有者に盛土の提案をする事例が多いため、相手を安易に信じ込まないようにすること。
- 書面等を取り交わすこと  
契約書や協定書、図面等を盛土行為者と事前に取り交わし、完成形や責任の所在を明らかにしておくこと。
- 許可の要否を確認すること  
「許可は取得済」や「許可不要の行為」と、土地所有者に虚偽の説明をしている事例があるため、許可証の有無等を、書面により確認すること。



静岡県ホームページに許可や届出に関する情報を公開しています。